

ID: 3006

担当部署: 上下水道課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	栃木県小規模水道条例 第13条		
例規番号	昭和38年栃木県条例第30号		
<b>【基準】</b> 第13条の規定による。 (監督及び処分) 第13条 知事は、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、小規模水道布設者に対して当該設備の変更、修繕、給水停止、給水禁止等必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日